

18 都市農業の推進			
主管課名	生活文化スポーツ部 農政課		
主管課長名	元木 勇治	電話番号	042-481-7586
関係課名 (組織順)	環境政策課, 緑と公園課, 都市計画課, 指導室, 学務課		
目的	対象	農業者, 農地, 市民	
	意図	安全でおいしい農産物を生産し, 市民がそれを消費することができる 農地を保全する 市民が農業とふれあい, 都市農業への理解を深めることができる	
施策の方向	農業経営の安定化や後継者の育成を支援し, 新鮮な農産物の供給や農地の保全・活用を図るとともに, 地産地消や農業体験など, 多様な役割を有する都市農業を推進します。		

< 施策と関連するSDGsの目標（ゴール） >



1 令和2年度の振り返り — 取組実績 (DO)

施策の成果向上に向けた主な取組実績	
施策における2つのアクション（①横断的連携による施策の推進 ②調布のまちの魅力発信）	
<p>(18-1 いきいきとした農業経営)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が認定した認定農業者又は農業経営に意欲のある農業者に対し, 農業経営の改善を図るために実施するビニールハウスなどの農業用資機材の整備, 購入費用の一部を助成する, 都市農業育成対策事業補助制度を活用した支援を, 33件実施した。 ・東京都の補助事業である都市農業活性化支援事業を活用し, 認定農業者などが行う農業用施設整備等の事業に対する補助を実施することで, 農業者の経営改善への取組を支援し, 農業経営力の強化を図った。 ・市民ニーズが高い, 新鮮で環境に配慮した安全, 安心な農産物の生産・供給を推進するため, マインズ農業協同組合と連携し, 希望する110軒の販売農家に対して耕作面積に応じて有機質肥料を配付した。 	<p>①横断的連携による施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者が安心して農業を継続できるよう, 国, 東京都, 農協, 農業委員会などと連携し事業を推進した。 ■連携テーマ2 「にぎわいとるおいのあるまちづくり」 ・にぎわいとるおいのあるまちづくりとして, 環境に配慮した栽培を推進する農業者に対し有機質肥料の配付を行い, 市民ニーズの高い新鮮で環境に配慮した安全, 安心な農産物の生産・供給を推進した。 ・意欲ある農業者を支援するため, 国・東京都等の各種補助金の周知, 活用を促進し, 農業経営を支援した。 <p>②調布のまちの魅力発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市農業の振興により, 安全, 安心で新鮮な農産物の供給につながった。
<p>(18-2 農のある地域づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの紙による直売所の案内に加えて, デジタル技術を導入・活用して直売所マップを電子化し, スマートフォンでQRコードを読み込むことで地図アプリでの直売所までのルート案内機能を使えるようにするなど, 農産物直売所マップをリニューアルし, 直売所の利用促進を図った。 ・新鮮で安全, 安心な調布産の農産物を販売しているマインズ農業協同組合直売会や市内農家の直売所を支援し, 地産地消を促進した。 ・多様な農業体験の場として, 飛田給駅近くに新規開設した農業体験ファームを含む農業体験ファーム6園206区画の管理運営を支援したほか, 市民農園として市内の計12園567区画(令和3年3月31日現在)を市民に提供するなど市民が農業にふれあえる場の確保に努めた。 ・学童農園, ふれあい体験農園の事業を通じて, 新型コロナウイルスの感染予防対策を講じながら, 農業者と市民との協働, 農業体験の参加者同士の交流など, 農業を通じたコミュニティ形成や食育の推進を図った。 ・学校における食育の推進として, 市内産農産物を活用した給食の提供や, 学校農園, 社会科見学などの授業で, 農家の方から市内農産物について学ぶ取組を継続して実施した。 ・新型コロナウイルスの感染症の影響を受け, 市民と農業者との交流や農産物の品質向上などを図る調布市農業まつりが中止となった。 	<p>①横断的連携による施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食育の推進については, 教育委員会や学校など, 関係部署と連携強化を図った。 ■連携テーマ1 地域共生社会の実現に向けた取組 ・学童農園やふれあい体験農園の事業を通じて, 農業者と市民との協働, 農業体験の参加者同士の交流など, 農業を通じたコミュニティ形成や食育を推進した。 ■連携テーマ2 「にぎわいとるおいのあるまちづくり」 ・新鮮で安全, 安心な調布産の農産物を販売しているマインズ農業協同組合直売会などを支援し, 地産地消を促進した。

②調布のまちの魅力発信

・農のある地域づくりを推進することで、食育や環境教育の場となるだけでなく、生活環境にうるおいとやすらぎを与え、良好な住環境の形成が図られた。

(18-3 農地の保全・活用)

・都市農地は、安全、安心で新鮮な農産物を供給する場であるだけでなく、災害時における避難場所となること、生活にうるおいとやすらぎを与え良好な住環境を形成すること、食育や環境教育の場となること等多面的な機能を有していることから、都市農地の保全に努めるため、生産緑地地区の追加指定を推進した（7件、0.205ha）。

また、市が維持管理する水路について、市内に残る水田に必要な農業用水を確保するため、維持保全作業を行った5つの水利組合に対し、農業用水路しゅんせつ事業により、保全作業の費用を助成した。

・農園主が主体となって実施する農業体験ファームの運営に対する支援を行い、良好な農地の保全・活用を図った。

・東京都の補助事業である、都市農地保全支援プロジェクトを活用し、防災兼農業用井戸の設置や、土砂の流出を防ぐ土留め設置事業等、農地の持つ防災機能の強化や地域住民に配慮した基盤整備事業に対して補助を行うことで、貴重な都市農地の保全を図った。

・里山の保全と活用では、調布市深大寺・佐須地域環境資源保全・活用基本計画に沿って、豊かな自然環境や風景を保全・活用する取組について、関係部署と連携し、活用方法の検討に取り組んだ。

①横断的連携による施策の推進

・関係部署と連携して令和2年度からスタートした調布市農業振興計画の推進に努めた。

■連携テーマ2 「にぎわいとうるおいのあるまちづくり」

・市報、ホームページ、農業マップなどを活用して農地の多面的機能のPRを進めた。

②調布のまちの魅力発信

・都市農業・農地の保全により、都市農地が有する防災機能や景観形成等の保全にもつなげることができた。

(18-4 都市農業振興に向けた推進体制づくり)

・都市農業振興基本法を踏まえ、計画的な都市農業の振興を円滑に推進するため、いきいきとした農業経営、農のある地域づくり、農地の保全・活用の3つの基本方針を定めた調布市農業振興計画（計画期間：令和2年度～令和11年度）を推進した。

①横断的連携による施策の推進

・庁内横断的連携により、調布市農業振興計画を推進した。

■連携テーマ2 「にぎわいとうるおいのあるまちづくり」

・農のあるまちづくりを推進した。

②調布のまちの魅力発信

・調布市農業振興計画を策定し、農業者、農協をはじめとする多様な主体との連携体制づくりを推進することで、各事業の効果を高めることにつながった。

<令和2年度における施策の成果についての総括>

・農業経営の改善を図るため、認定農業者及び農業経営に意欲ある農業者に対し、都市農業育成対策事業を活用し、農業用資機材の費用の一部を助成することで、農業経営を支援した。

・東京都の補助事業である都市農業活性化支援事業を活用し、認定農業者などが行う農業用施設整備等の事業に対して補助することで、農業者の経営改善への取組を支援し、農業経営力の強化を図った。

・東京都の補助事業である都市農地保全支援プロジェクトを活用し、防災兼用農業用井戸の設置や土砂の流出を防ぐ土留め設置事業等、農地の持つ防災機能の強化や地域住民に配慮した基盤整備事業に対して補助を行うことで、都市農地の保全を図った。

・市民が農業や農家と交流する場である農業体験ファーム6園の管理運営に対する支援により、生産緑地の保全・活用を図った。また、新型コロナウイルスの感染予防対策を講じながら、市民農園、ふれあい体験農園、農業体験ファームなど多様な農業体験事業を実施した。

・農産物を販売しているマイルズ農業協同組合直売会や、市内農家の直売所への支援を通じて地産地消の促進に取り組んだ。

・学校における食育の推進として、市内産農産物を活用した給食の提供や学校農園、社会見学などの授業で農家の方から市内農産物について学ぶ取組を継続して実施した。

・都市農地の保全を図るため、新たな生産緑地地区の指定に取り組み、7件、0.205haを追加指定した。

・都市農地の保全・活用に関する新たな取組として、平成30年9月1日に施行された「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」に基づき、この制度を活用した農業体験ファームが飛田給駅近くに開設するなど、耕作が難しくなった生産緑地について、市内農家への貸借につなげ、都市農地の保全・活用を図った。

・令和2年度からスタートさせた調布市農業振興計画に基づき、コロナ禍で利用が増加している直売所について、従来の紙媒体の農産物直売所マップの発行に加え、マップに付記したQRコードをスマートフォンで読み込むことで、直売所までのルートを案内する機能を備えることにより、市内直売所の利用促進に向けた情報発信を図るなど、計画の円滑な推進に取り組んだ。

まちづくり指標	基準値 (基準年度)	単位	実績値		目標値
			令和元年度	令和2年度	令和4年度
1 認定農業者の人数	55 (H30)	人	58	60	70
2 多様な農業体験の場の新規開設数 (目標値は、令和元～4年度の4箇年累計)	0 (H30)	園	0	1	2

3 生産緑地地区の年間追加指定件数 (目標値は、令和元～4年度の4箇年累計)	7 (H30)	件	8	7	20
4 市内農家の農産物直売所を利用している市民の割合	56.0 (H30)	%	55.8	52.7	60.0

【特記事項】

・コロナ禍で利用が増加している直売所について、市内農家の農産物直売所を利用している市民の割合は減となったが、従来の紙媒体の農産物直売所マップの発行に加え、マップに付記したQRコードをスマートフォンで読み込むことで、直売所までのルート案内機能を備えることにより、市内直売所の利用促進に向けた情報発信に取り組んだ。

2 令和2年度の振り返り — 評価 (CHECK)

◆施策の成果向上に向けて、令和2年度に実施した取組に対する評価

※コロナ禍を踏まえたプロセス、実績、成果の総合的な評価

総合 評価	A	S:「実施した取組において顕著な成果が得られた。」 A:「実施した取組において予定した成果が得られた。」 B:「実施した取組において一定程度の成果が得られた。」 C:「実施した取組において予定した成果が得られなかった。」 D:「実施した取組において成果が得られなかった。」
評価 理由	<ul style="list-style-type: none"> ・農業情報配信強化のため、市内農業を紹介した市報特集号を発行した。 ・新型コロナウイルスの感染症の影響を受け、非接触で生産者と消費者つなぐ新たな場として「無人直売所」が注目される中、従来の紙媒体の農産物直売所マップの発行に加え、マップに付記したQRコードをスマートフォンで読み込むことで、直売所までのルートを案内する機能を備えるなど、農産物直売所マップのリニューアルを行い、市内直売所の利用促進に向けた情報発信に取り組んだ。 ・新型コロナウイルスの感染症の影響を受け、ふれあい体験農園の5月(種まき)、7月(収穫)のイベントは実施できなかったが、マイنز農業協同組合青壮年部の協力の下、「枝豆」「トウモロコシ」を栽培し、(福)調布市社会福祉協議会を通じて、こども食堂などに寄付した。 ・特定生産緑地制度への移行に向けて、令和2年4月から申請受付を開始した。また、JAマイنزと連携して申請に関わる農家へのサポート体制を充実させるなど、円滑に申請できる支援体制づくりに努めた。 	

3 施策の方向 — (ACTION)

◆コロナ禍の影響等を踏まえた現基本計画期間内(令和4年度まで)における施策の主な課題と取組の方向

・左欄と右欄において、丸数字で対になるよう記載

主な課題	取組の方向
①市民が農にふれあえる機会の創出	①市民が農にふれあえる機会の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・市民ふれあい体験農園事業については、緊急事態宣言中は中止とし、解除後は参加人数を半数に減らして実施しているが、引き続き、実施方法など検討する必要がある。 ・学童農園事業については、学校、教育委員会の判断を踏まえて中止又は実施としているが、引き続き、実施方法等を検討する必要がある。 ・農業まつりについては、来場者及び市内農業者の安全・安心を確保することを最優先に中止としたが、引き続き、実施方法など検討する必要がある。
②感染症対策に留意した援農ボランティア事業	②令和2年度からスタートした農業振興計画に基づき、援農ボランティアのあっせん事業の開始を予定しているが、あっせんにあたっては新型コロナウイルスに留意するよう検討しなければならない。

◆デジタル技術を活用した利便性向上や事務の効率化に向けた今後の取組

(オンライン活用、ペーパーレス化、電子申請による手続など)

※重点プロジェクトに関連する取組(★印)、新規の取組(●印)、拡充の検討を要する取組(○印)、左記以外の取組(・印)

・スマートフォンを活用した直売所までのルート案内サービスによる市内直売所の利用促進

4 次期総合計画期間を含む中長期的な施策の方向（2030年代を見据えた方向）

◆施策を取り巻く状況（国、東京都・近隣自治体の動向など）を踏まえた取組の方向

※法改正・制度改正などに加えて、「フェーズフリー」、「スマートシティ」など多角的な視点も含めた状況や方向を記載

・右欄は左欄に対応する丸数字を記載

	市政に与える影響	左記を踏まえた市の対応課題・取組の方向
全国的な潮流・傾向等	<p>①平成27年4月に都市農業振興基本法が施行され、都市農業の振興に対する基本理念が定められた。同法に基づき、平成28年5月に都市農業振興基本計画が閣議決定され、都市農地を「都市にあるべきもの」と位置付けるなど、都市農業の振興と農地保全に関する国の基本的な考え方が示された。</p> <p>②平成30年9月に都市農地貸借円滑化法が施行され、農地の貸借がしやすくなった。</p>	<p>①都市農業振興基本法では、地方においても都市農業の振興に関する計画を定めるよう努めることと規定されていることから、令和2年度から令和11年度までを計画期間とした「調布市農業振興計画」を策定した。</p> <p>②市内では「シェア畑仙川」「農業体験ファーム（飛田給地区）」など、都市農地貸借円滑化法を活用して、農のある地域づくりが図られる例が増えている。今後も、この制度を活用して、農業者の高齢化や担い手不足、農地保全にも取り組んでいく。</p>
東京都や近隣自治体の動向等	<p>③都市農業振興基本法による都市農業振興基本計画を受け、東京都では平成29年5月に東京農業振興プランが改定され、今後の東京農業の振興の方向性が示された。</p>	<p>③国、東京都の方向性を踏まえて、令和2年度からスタートした「調布市農業振興計画」を着実に推進していく。</p> <p>④都市農地を有する近隣自治体と連携して国や都に対して、更なる都市農地保全に必要な制度改正等について要望していく。</p>
その他	<p>④都市農地保全推進自治体協議会（市街化区域内農地を保有する調布市を含む都内の38の市区長が加盟。年1回推進フォーラムを開催）が令和元年度に農林水産大臣に対して、相続税納税猶予制度の適用拡大や、農業者への農地確保に対する財政支援策等、都市農地の保全に向けての施策を講ずるよう要望活動を行った。</p>	

18 都市農業の推進

No.	事務事業名	重点プロジェクト事業	総合戦略	所管部署	事務事業の概要
1	農業経営の支援		●	農政課	認定農業者などの農業経営に意欲ある農業者が農業を継続できるよう、農業施設整備や事業への支援を実施し、都市農業の経営力を強化する。
2	多様な農業体験の場づくり		●	農政課	地産地消を推進するとともに、市民が農家の指導を受けながら農作業を楽しむことができる体験ファームの拡充や、農作業を通じて自然に親しみながら生産の喜びを味わうことができる市民農園の確保など、市民が農業とふれあえる機会づくりを推進することで、市民の農業・農地への理解促進を図る。
3	都市農地の保全・活用	⑤	●	農政課	農地が持つ防災や環境保全などの多面的機能をより一層発揮させるとともに、地域住民に配慮した基盤整備により、貴重な都市農地の保全を図る。

18 都市農業の推進

※各事務事業の概要については、巻末の「⑦事務事業概要一覧」をご参照ください。

No.	事務事業名	重点プロジェクト事業	総合戦略	所管部署	R2決算事業費(千円)	令和2年度の取組実績	実績評価	進捗状況・今後の取組の方向												
								R2取組実績				方向						今後の取組内容 (新型コロナウイルス感染症の影響に関連する内容は冒頭に◆印を記載しています)		
								計画前倒し	計画どおり	計画遅れ	コロナ影響	有効性改善	効率性改善	財政面改善	参加と協働改善	現状継続				
1	農業経営の支援		●	農政課	34,930	令和2年度に策定した調布市農業振興計画について、多様な主体と連携を図りながら、円滑な推進を図った。 農業経営の安定と向上を目的として、認定農業者及び農業経営に意欲ある農業者(33人)が行う事業に対して、農業用機械購入費等の支援を実施した。 ※経費の2分の1以内で限度額30万円(認定農業者は60万円)を補助都市農業活性化支援事業を活用し、農業者の経営改善への取組を支援し、経営力強化を図るため認定農業者(3人)が行う事業に対して補助を行った。 希望する農業者(110人)に対し、有機質肥料の配付を行うことで、有機質栽培を推進した。	◎		●					●						調布市農業振興計画に掲げた将来像の実現に向けて、計画に位置付けた取組の推進を図っていく。 今後も国・東京都及び市独自の補助制度などを活用しながら、認定農業者及び農業経営に意欲ある農業者に対する支援を引き続き行っていく。 都市農業振興基本法の基本的な方針を踏まえ、都市農業の振興と都市農地の保全を図るため、本事業を通じて農業経営を支援していく。 補助制度の更なる周知を図ることで、都市農業の振興につなげていく。
2	多様な農業体験の場づくり		●	農政課	12,306	農業体験ファームは、令和2年度からの新規開園を含む6農園(国領元気村・国領5丁目の畑・あい菜飛田の里・深大寺ときめきの郷・入間ふれあい農園・ohofuみらいfarm)において、多くの市民が農作業を行うことで、市民の農業に対する理解を深めることができたほか、農業体験を通して、利用者間の活発な交流が図られた。 従来の紙媒体での農産物直売所マップの発行に加え、マップに付記したQRコードをスマートフォンで読み込むことで、直売所までのルート案内を表示する機能を備えることにより、市内直売所の利用促進に向けた情報発信に取り組んだ。 市民農園の管理・運営、市民が農業とふれあえる機会づくりのためのふれあい体験農園の実施、食育を推進するための学童農園事業の実施により、市民の農業・農地への理解促進を図ることができた。	◎		●								●		農業体験に対する市民ニーズが高いことなども踏まえ、市民の農業・農地への理解促進を図る観点からも、引き続き、新たな農園を確保していくため、農家に対し農業体験ファーム事業の制度等を周知し、協力を得ていく。 市民農園について、区画数を上回る多数の応募があることから、市民に対する農業体験の場の提供として、継続して新たな市民農園の開設等を目指していく。 市民の農業・農地に対する理解促進、食育の推進を図るために、ふれあい体験農園、学童農園事業も継続して実施していく。また、上ノ原地区において予定されている新たな学童農園の開設について、実施に向け円滑な調整を図っていく。	
3	都市農地の保全・活用	⑤	●	農政課	9,925	都市農地保全支援プロジェクトを活用し、農業者6人に対して、防災兼用農業用井戸の設置や土砂や残渣の流出を防ぐ土留め・フェンスの設置等に関する補助を実施した。これにより、農地の持つ防災や環境保全など多面的機能の向上につながった。 ※都費により経費の4分の3、市費により1人当たり5万円を補助。 特定生産緑地の指定に向け、制度の周知を行うとともに、特定生産緑地指定の申請受付を開始した。また、新型コロナウイルスの影響等により申請が遅れている農業者に対して、JAマイズと連携し、個別にアプローチする等、きめ細かな対応を図った。 「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の活用により、都市農地の保全・活用に取り組んだ。(5件)	◎		●										今後都市農地保全支援プロジェクトを活用し、防災や環境保全などの都市農地が持つ多面的機能をより一層発揮させるための施設整備など、農地保全に意欲的に取り組む農業者及び農業団体が行う農地保全の取組に対して、ソフト・ハード両面に対する支援を継続していく。 都市農地を保全していくため、生産緑地の追加指定と併せて、特定生産緑地の指定に向けた取組を進めるとともに、「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」の更なる周知を図るほか、農業経営の支援や市民農園・農業体験ファーム等に取り組むことにより、効果的な都市農地の保全・活用につなげていく。	
								0	3	0	0	3	0	0	1	0	計			
								0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	33.3	0.0	割合(%)			

当該施策に体系付けられている全ての事務事業については、巻末に掲載している参考資料「⑥事務事業一覧(施策体系順)」をご参照ください。